

1 概要

改正ガス事業法の施行等に伴い、所要の規定の整備を行うための犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正案について、意見公募手続を実施するもの。

2 改正案の概要

(1) ガス事業者の類型を変更（第4条第1項第7号ハ）

平成29年4月1日より、改正ガス事業法が施行され、ガス事業者の類型が変更となるため、当該類型を引用している犯罪収益移転防止法施行規則について、所要の改正を行うもの

(2) 簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に専修学校への入学金等の支払を追加（第4条第1項第7号ニ）

専修学校のうち「高等課程」及び「専門課程」に対する入学金等の支払について、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に追加し、取引時確認義務等の対象取引から除外するもの

(3) 平成28年熊本地震に係る特例を廃止（附則第6条）

平成28年熊本地震に係る次の特例について、施行（平成28年4月22日）から一定の期間が経過したことから、削除するもの

- ・ 寄附金の現金振り込みのうち、振り込みに係る額が200万円以下のものに限り、取引時確認義務の対象取引から除外
- ・ 身分証の提示等が困難であると認められる被災者に係る本人特定事項の確認方法について、当分の間、その者からの申告を確認方法として許容

3 今後の予定

意見公募手続：平成29年1月27日から平成29年2月26日まで

公布：平成29年3月下旬

施行：平成29年4月1日

公安委員会

中国公安部との定期協議

平成29年1月26日

説明資料No.2

(第9回)の開催結果について

国際課

1 経緯

中国公安部との定期協議については、平成16年に日本で第1回協議を実施して以降、両国の実務担当者が相互訪問し、協議を行ってきたものであり、今回は日本で開催。

2 今回の協議の概要

(1) 日程

平成29年1月19日(木)

(2) 両国警察からの出席者(代表)

警察庁：中村組織犯罪対策部長

中国公安部：廖^{リャオ}公安部国際合作局長

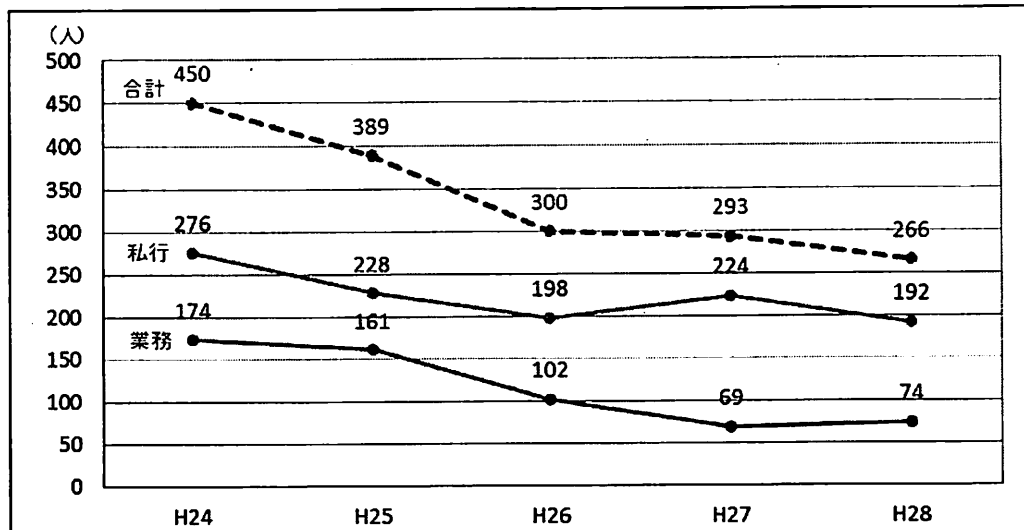
(3) 協議の概要

以下のテーマについて両国実務担当者が直接協議を行い、両国の犯罪情勢、犯罪対策等について情報交換を行うとともに、共助要請中の事件に対する捜査協力を推進。

<協議テーマ>

- サイバー犯罪
- 薬物犯罪
- 捜査共助(重大事件等)
- 知的財産権侵害事犯

1 懲戒処分者数の推移



※ 監督責任を除く。

2 事由・処分別

(単位：人)

| 区 分 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 合計 |
|----------------|-------------|-------------|--------------|-------------|----------|
| 職務放棄・懈怠等 | | 2 | 5 | 5 | 12(+ 4) |
| 被疑者事故等 | | | 1 | | 1(- 2) |
| 情報管理・取扱不適切 | | | | | 0(± 0) |
| 職権濫用・収賄供応等 | 2 | | 1 | 2 | 5(+ 1) |
| 犯人隠避等 | | 2 | 1 | 1 | 4(- 3) |
| 公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等 | 2 | 7 | 6 | 2 | 17(- 3) |
| 物品管理不適切等 | | | | | 0(- 1) |
| その他の勤務規律違反等 | | 8 | 6 | 3 | 17(+ 8) |
| 暴行・傷害等 | | 2 | 6 | 7 | 15(+ 4) |
| 窃盗・詐欺・横領等 | 15 | 11 | 31 | 4 | 61(- 4) |
| 交通事故・違反 | 12 | 10 | 4 | 10 | 36(- 8) |
| 異性関係 | 8 | 18 | 55 | 13 | 94(-19) |
| その他の法令違反等 | | | 2 | 2 | 4(- 4) |
| 監督責任 | | | | | 0(± 0) |
| 計 | 39 (+ 4) | 60 (+16) | 118 (-30) | 49 (-17) | 266(-27) |

※ () 内は前年比を示す。

1 監察実施項目

受傷事故防止対策の推進状況

2 監察実施結果

(1) 組織的な受傷事故防止対策の推進状況

- 各種対策を効果的に講じるため、部門横断的なワーキンググループ等の体制を構築している。
- 持凶器事案等が発生した際は、本部通信指令課において情報を集約し、通信指令マニュアル等を活用して、現場に即した具体的な指令をしている。
- 交通部門幹部による現場点検は、計画的・抜き打ち的に実施されている。本部及び警察署では、その結果に基づく指導点等を共有し、指示・指導に活かしている。

※ 地域部門幹部による交通街頭活動の現場点検については、巡視等の機会を利用するなどした効果的な運用を推進していく。

(2) 受傷事故防止に係る教養・訓練及び資質向上に向けた取組の実施状況

- 受傷事故発生状況・実態を踏まえた体験型教養・実戦型訓練を計画的に実施している。
- 刃物を使用した襲撃や拳銃奪取事案等、具体的事例を想定した実戦的な各種訓練を積極的に行っている。

※ 一部の警察署では、幹部の交番巡視の際に、資機材の配置箇所の見直しや活用方法について、襲撃を想定した効果的な指導を行っている。

※ 受傷事故に対する危機意識や安全行動を定着させるため、襲撃や交通街頭活動中の受傷事故の瞬間を捉えた視聴覚教材を活用した教養を積極的に行っている。今後も、警察庁から視聴覚教材を全国に還元予定である。

(3) 受傷事故防止用装備資機材の整備・活用状況

- 交番やパトカーに必要な資機材を配置・積載し、勤務引継ぎ時の点検や幹部による定期的な目視点検等により、適正管理に努めている。
- エアバッグジャケットやドライブレコーダー等の資機材の整備を進めている。ドライブレコーダーの映像は、幹部が抜き打ちで点検して指導に活かすなどの方法でも有効に活用されている。

※ 各県の装備資機材活用事例等を警察庁から全国に還元予定である。

1 趣旨

監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号）に基づき、平成29年度に警察庁が行う監察の実施計画を作成したものの。

2 計画の作成に当たっての基本方針

- (1) 警察庁が全ての都道府県警察を対象として行う「全国統一実施項目」と、各管区警察局等がそれぞれの管区内府県警察等を対象として行う「独自実施項目」を設定する。
- (2) 実施項目の設定に当たっては、問題が発生しやすい業務分野での未然防止及び警察庁が重点的に取り組んでいる施策の更なる推進が図られるよう配慮する。

3 計画の内容

平成29年度監察実施計画のうち、全国統一実施項目は次のとおり。

- (1) 第1四半期
適正捜査及び組織的な捜査管理の推進状況
- (2) 第2四半期
児童虐待への取組強化の推進状況
- (3) 第3及び第4四半期
取調べの適正確保・高度化の推進状況

4 その他

- (1) 業務主管部門は、監察部門と連携して監察を行うとともに、監察実施結果等を踏まえ、業務の適正化及び効率化に資する業務改善等に努める。
- (2) 監察部門は、監察実施計画に定める監察のほか、適時に随時監察を行い、規律の保持等を図る。

平成28年8月31日に「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（以下「統一基準」という。）が改正されたことを受け、警察情報セキュリティポリシー（訓令、局長通達及び課長通達）を改正するもの

1 警察情報セキュリティポリシーの概要

警察組織において、情報漏えいや情報システムの不正利用等を防止するため、情報の取扱いや技術的対策事項等について定めたもの。政府が定める統一基準への準拠性の確保や情報セキュリティをめぐる情勢の変化を踏まえ、所要の改正を行っている。

なお、都道府県警察は警察情報セキュリティポリシーに準じた規程を定めることとしている。

2 改正の主な内容

(1) 統一基準への準拠性の確保

ア 日本年金機構における情報流出事案を踏まえた規定の強化

- ・ 情報セキュリティインシデント対処結果から得られた教訓を、同種事案の発生を防止するため、組織内で共有する旨明記
- ・ 新たにデータベースに係る規定を設け、不正なアクセス等による情報漏えいやデータの改ざん等への対策を強化する旨明記
- ・ 新たにクラウドサービスに係る規定を設け、情報の取扱いが事業者任せられること等のリスクを踏まえて利用を判断する旨明記

イ その他

- ・ 機密性の定義を変更し、統一基準と斉一化
- ・ 情報を他省庁等警察職員以外の者に提供する場合、機密性等の情報の分類に加え、閲覧可能な者の制限等取扱上の制限事項を原則として明示する旨明記
- ・ 警察情報セキュリティポリシーの対象となる情報を定義し、統一基準と斉一化

(2) 組織改正を踏まえた見直し

平成28年4月に設置された長官官房サイバーセキュリティ・情報化審議官を、最高情報セキュリティ管理者の事務を補佐する最高情報セキュリティ副管理者と位置付け

3 今後の予定

平成29年3月1日より施行する。